

令和 6 年

西条市議会第 2 回 2 月臨時会提出議案書

西 条 市

目 次

報告第 1 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の 専決処分について	1
---------	---	---

報告第 1 号

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

交通事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 2 月 16 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

専決第 1 0 号

専決処分書

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

西条市長 玉 井 敏 久

1 和解の相手方

省略

2 和解の内容

(1) 相手方の車両の物損に対する修繕料を、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(2) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 1 8 4 , 0 9 6 円

(3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

環境部環境課公用車に係る交通事故について、相手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。